

令和 6 年 5 月
千早赤阪村議会総務民生常任委員会
会議録

開会 令和 6 年 5 月 3 0 日

閉会 令和 6 年 5 月 3 0 日

千早赤阪村議会

令和6年5月総務民生常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和6年5月30日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委員 長	徳丸 初 美	委 員	井 上 浩 一
副 委 員 長	藤 浦 稔	委 員	服 部 幸 令
委 員	千 福 清 英	委 員	田 村 陽

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	南 本 斎	危機管理課長	菊 井 秀 行
副 村 長	稲 山 喜与一	総 務 課 長	倉 真
村政戦略部長	中 野 光 二	会計管理者兼税務課長	北 浦 信 行
総 務 部 長	日 谷 順 彦	住 民 課 長	酒 見 健 司
健康福祉部長	池 西 昌 夫	福 祉 課 長	山 谷 光 代
産業建設部長兼災害復旧室長	西 田 明 弘	健 康 課 長	仲 谷 聡 子
秘書企画課長	尾 谷 浩		

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局書記	土 井 達 也
--------	---------	---------	---------

7. 付議案件

1. 議案第32号 千早赤阪村税特別措置条例の改正について
2. 議案第33号 令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第3号）
3. 議案第34号 令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
9. 議案第35号 令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）

午前１０時２７分 開会

○徳丸委員長 定刻前ではございますが、皆さんお集まりですので、会議を開きます。

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は６名です。定足数に達していますので、総務民生常任委員会を開催します。

本委員会に付託されました案件は、条例１件、補正予算３件、計４件となっています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けていますので、省略します。

審議は１議案ごとに担当者より説明していただき採決を行います。

それでは、順次議題とします。

議案第３２号千早赤阪村税特別措置条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦会計管理者兼税務課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 それでは、議案第３２号千早赤阪村税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、地域再生法の一部を改正する法律が令和６年４月１９日に公布、同日施行されたことに伴い、千早赤阪村税特別措置条例について所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第３条は、地方活力向上地域等における固定資産税の不均一課税の規定でございます。中ほどでございますけれども、不均一課税の対象となる施設について特定業務施設の設置に併せて整備する児童福祉施設を加えるものです。そのほか文言の整理をしております。

２ページをお願いいたします。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、条例改正の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。何点かあんまりよく分かっていないものでお聞きしたいんですけども、特定業務施設及び再生法第５条第４項第５号に規定する特定業務児童福祉施設ということなんですけれども、この特定業務施設及び特定業務児童福祉施設、これがどういったものなのか、ご説明いただけますでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 まず、特定業務施設がどういったものかというご質問ですが、この地域再生法の趣旨が東京一極集中であったり大都市圏の集中を緩和して、こういう趣旨に伴いまして事業所の本社機能をそれ以外の地域に移していくことを援助して、こういう趣旨になっております。その本社機能を有する施設ということになりまして、法令で3点規定されておまして、まず1点は事務所であって調査及び企画部門、それから情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス部門、その他管理業務のいずれかのために使用されるもの、これが1点目、それから2点目、研究所であって研究開発において重要な役割を担うもの、3点目、研修所であって人材育成において重要な役割を担うもの、このように法令では規定されております。それから、特定業務児童福祉施設についてでございますけれども、一般的に児童福祉施設というのは幾つかあるんですけれども、今回特定の事業所と併せて整備されるということで保育所が想定されるというふうに受け止めております。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

井上委員。

○井上委員 今のご質問で保育所が該当ということなんですけど、村において何らかの影響はあるんでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 これはあくまでそういった特定業務施設に当たる施設の整備があった場合に固定資産の支援がされると、不均一課税がされるということです、今のところそういったご相談もありませんし、動きはないので、今のところ影響はないと考えておりますけれども、今後そういった大きな事業所の移転なりがあれば、この条例に従って不均一課税することもあるかと考えております。

以上です。

○井上委員 分かりました。ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかに。

田村委員。

○田村委員 先ほどの説明で引き続いてなんですけど、後段に出てくる地方活力向上特別償却設備、これについてもご説明をお願いしますでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 償却資産で一定の規模が規定されておまして、通常の取得価格で言うと3,800万円を超えるもの、それから中小企業につきましては1,90

0万円を超えるもの、そういった償却資産を指すということになっております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ということは、先ほどご説明いただいた特定業務施設、そして特定業務児童福祉施設、それらを新しくつくる場合に、その施設に附帯するというか、そういった減価償却資産を一定額のものまで軽減税率を当てはめるといような趣旨と考えてよろしいですか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 おっしゃるとおりです。ただ、対象となる施設はそういう償却資産なんですけれども、実際にはそれに伴って取得する土地とか、そういうのも不均一課税の対象になるということで補足させていただきます。

以上です。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第33号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案件の総務民生常任委員会所管分について説明を求めます。

倉総務課長。

○倉総務課長 議案第33号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算(第3号)総務民生常任委員会所管分につきまして説明させていただきます。

それでは、歳出についてでございます。

まず、10ページをご覧ください。

10ページから15ページにかかる各科目の職員人件費、会計年度任用職員人件費及び特別職給与の補正につきましては、人事異動並びに共済費の負担率変更等による補正ですので、説明を省略させていただきます。

11ページをご覧ください。

議会運営事務費は、議員共済組合負担金のうち給付費負担金が4月1日時点での議員数に応じて請求をされることによる不用額の減額でございます。

庁舎維持管理費は、隣地と庁舎の境界に位置する土地の買取りを検討するための不動産鑑定委託料の増額でございます。

会計事務費は、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用して行う低所得者支援事業及び定額減税補足給付金（調整給付）に係る振込手数料及び組戻手数料の増額でございます。

政策推進費は、令和5年度の過疎債が確定したことに伴う全国過疎地域連盟負担金の増額でございます。

定額減税補足給付金（調整給付）支給事業費は、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用して行う定額減税対象者のうち定額減税可能額が実際の税額を上回ることにより定額減税の恩恵を十分に受けられない世帯に対し、その差額を定額減税補足給付金（調整給付）として給付するための費用の増額でございます。

住民情報系ネットワーク運用事業費は、基幹系システムの標準化作業において国のガバメントクラウドに接続するための設定業務委託料の増額でございます。

住民情報系税務事務費は、13ページをお願いします。物価高騰対応重点支援地方交付金を活用して行う定額減税対応基幹システム改修費及び新住民税非課税均等割のみ課税世帯抽出作業委託料の増額でございます。

低所得者支援及び定額減税補足給付金事業費は、物価高騰対応重点支援地方交付金を活用し、令和6年度より新たに非課税となった世帯並びに均等割のみ課税される世帯に10万円を支給するとともに、これらの世帯のうち18歳以下の子どもがいる世帯に対し子ども1人につき5万円を加算して支給するための費用の増額でございます。

介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計に伴う繰出金の増額でございます。

15ページをご覧ください。

予防接種事業費は、令和6年秋の新型コロナワクチンの定期接種に係る費用の増額でございます。

17ページをご覧ください。

消防団事業費は、消防団員の退職に係る退職報償金及び退職功労金の増額でございます。また、16ページに記載しています特定財源は消防団員退職報償金を充当していま

す。

8 ページをご覧ください。

歳入についてでございます。

総務費、国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、物価高騰対応重点支援地方交付金（調整給付）及び物価高騰対応重点支援地方交付金（補足給付金）でございます。そのうち社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、住民情報系住民処理事務費へ充当し財源更正するものでございます。

総務費、府補助金は、大阪関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金をイベント事業費へ充当し財源更正するものでございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金でございます。

諸収入は、消防団員退職報償金及び新型コロナワクチン接種助成金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

服部委員。

○服部委員 ご説明ありがとうございました。

まず、隣地と庁舎の境に位置する土地の買取りということなんですけれども、これ大体どの隣地の境にあるのか教えていただけますか。

○徳丸委員長 倉課長。

○倉総務課長 こちらのほうは、庁舎と隣地の境界に位置する土地でございます、隣地の土地に接しており、役場の駐車場の一部の辺りが該当の箇所となっております。

以上でございます。

○徳丸委員長 服部委員。

○服部委員 駐車場ということなんですけど、これは南側駐車場なんでしょうか。

○徳丸委員長 倉課長。

○倉総務課長 新庁舎の役場の庁舎の一段上のほうの駐車場のほうにございます、そちらのほうの駐車場でございます。

○徳丸委員長 服部委員。

○服部委員 分かりました。もし今後地図とかが出てくるようでしたら、また地図なんかもお示しいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、基幹系システムの標準化作業についてお伺いしたいんですけども、これは国のガバメントクラウドに接続した後、どのように変わるのか教えていただけますか。

○徳丸委員長 尾谷課長。

○尾谷秘書企画課長 今回のガバメントクラウドの接続、今回にかかる費用が今後どう変わるかということでございますけども、実際は今自治体が単独で個々の仕様に基づいて様々な住基系システムが運用されておるわけでございますけども、国がデジタル庁が示します地方行政のデジタル化の推進という部分の一環としまして基幹業務の二重業務が全て全国的に標準化されていくというものでございます。これにシステムに接続するために、その前段階の作業としましてのガバメントクラウドというものが設定されるわけでございますけども、これにつないでいく作業ということになっていきますので、これは準備段階の経費ということでございます。本格化前の準備段階の経費ということでございます。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 今、ご説明でガバメントクラウド接続準備作業に伴うということなんですけども、クラウドに接続するだけで1,611万円かかるという、これ具体的に一体どういうつながれ方をするんですかね。

○徳丸委員長 尾谷課長。

○尾谷秘書企画課長 経費としましては、委託料の中には接続機器の部分も今回は含まれております。一体としまして今回予算計上させていただきとるわけなんですけども、そのうちの約67%が作業代、手間代ということになってまいりますので、なかなか金額的には大きい部分はあるんですけども、一定の期間、接続するのに何度もテストを繰り返したり、かなり緻密な作業が必要になってくるということで、これらの予算の計上とさせていただきます。

以上でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 僕らが一般にクラウドに接続するみたいにインターネット回線を使って接続というのがなかなか難しいということがあるんですかね。それで、専用の作業代が67%でしたっけ、ということは機器代が33%ぐらいということですよ、ということは500万円ぐらいの機器が必要になってくるということですか。分かりました。大きくこのシステムが変更されるということで、村の業務が遅滞なく遂行できるのかというところで不安をずっと抱えてるんですけど、そのあたりの展望というのは今のところどういうふうに考えておられますでしょうか。

○徳丸委員長 尾谷課長。

○尾谷秘書企画課長 二重業務が今回の標準化の対象になっていくというものでございます。今現在のところで作業として昨年度来から実際に作業のほうは進めていっているところでございますけども、いわゆるフィット&ギャップと言われる村のシステムと実際標準化の仕様の部分とで差異が出てないかどうかというところも現在作業としてチェックのほう進めているところです。確かに仕様が変われば、当然作業の方法であったりとか運用の手順というのは変更になるものではあると思います。それは今まで今現在のシステムを入れる前の段階で変更になったときにも当然ながらそういったものは発生したわけでございますけども、そこを今国が主になって今回の標準化進めるところでございますから、当然ながらそういった手順等も示されるものというふうに認識しておりますし、住民の皆さんに支障のないようにしっかりと職員がその手順を把握して勉強して運用していくことが大事かなというふうに考えておりますので、そこはしっかりと、当然府とも連携を取りながら支障なくできるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 二重の基幹業務が変更されるということですので、システムが原因でその業務が止まるということのないように、なかなか難しそうだと思うんですけども、正直、していただけたらなと、細心の注意を払っていただけたらなというふうに思います。

あと万博関係で入りのほうで大阪関西万博地域連携イベント開催支援事業補助金ということで50万円ありますけれども、これは財源更正の組替えということですよ。これから充てられる予定のイベントというのはどういうものなのか教えていただけますでしょうか。

○徳丸委員長 尾谷課長。

○尾谷秘書企画課長 こちらにつきましては、農林商工課で予定をいたします農業フェアのほうをこの事業に充てさせていただけたらなというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。これがどれに当てはまるのかと、歳出のほうで見当たらなかったんで、どういうことなのかなと思ってお聞きしたんですけども、まあそういうことということで理解いたしました。ありがとうございます。

あと職員人件費についてなんですけども、大体見ていくと、おおよそ正規が減って会計年度任用職員さんの人件費が増えているのかなと思うんですけども、この背景には正規の職員の方の数が不足していて、そこを会計年度任用職員さんで補うというような事情が

あるということなんでしょうか。

○徳丸委員長 中野部長。

○中野村政戦略部長 職員数につきましては、23ページの明細書を見ていただければと思いますけども、正職員につきましては89名から86名ということで3名減少しているというところでございます。あと退職に伴いまして高齢の方が辞められて若い方が入りますと当然差額が出ますので、そういった意味で人件費の減少になっているというところでございます。

以上でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 要は正規の職員さんの方が減少して会計年度任用職員さんが増加しているという実際のところがあるわけですね。これで現状それで正規の職員さんの方の仕事を会計年度任用職員さんでどこまで補えているのかというところで不安があるんですけども、そのあたりどういうふうにお考えなのかお伺いいたします。

○徳丸委員長 中野部長。

○中野村政戦略部長 まず、職員数につきましては、定員適正化計画の中で必要な職員数を確保するという意味で定数の増加を見込んでおります。そういった意味で実際職員数につきましては前年4月から見ますと増加となっているところでございます。また、それに伴いまして当然会計年度さんにつきましても一定職員数の確保ということでそれも併せて見ておりますので、特に職員数が少ないとかということではなくて適正な業務が行われるようにということで若干今のところは職員数の増を見込んでいるところでございます。

○徳丸委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

井上委員。

○井上委員 昨日も聞いてたんですけど、定額減税の部分で、対象になる方で申請が必要な方ということで今ニュースでいろいろ言われてるんですけど、比率としたら大体どれぐらいの比率で申請が必要な方が何%ぐらいで要らん人は何%というのは分かるんですかね。

○徳丸委員長 尾谷課長。

○尾谷秘書企画課長 申し訳ございません。比率のほうにつきましては、手元に資料がございませんのであれなんですけども、申請が必要な方、いわゆる引き切れないという、減税額にしますと所得税が3万円、住民税が1万円ということで4万円の控除があるわけなんですけども、これが引き切れないと村で見込まれる人は今回の予算計上の中では約1, 1

〇〇人程度を見込ませていただいたところでございます。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。なかなか結構難しい、ややこしいシステムみたいなので分かりにくいと思うんですけど、要はニュースで言われてるのは、最初は何もしなくてももらえますよみたいな雰囲気やったんですけど、結局は何か申請をしないと頂けないみたいなことになってきてると思うんですけどね。あともう一つ、政府が要請してたと思うんですけど、実際手元に給与明細とか届いて、そこに幾ら減税されたんか分かるように示しなさいみたいなんが言われてたと思うんですが、その辺は村はどうなんでしょうかね。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦税務課長 まず、給与明細への表示なんですけれども、住民税につきましては各給与支払者に対して減税額幾らということでそういう表示をしたものを提供しておりますので、それで表示されてるかなと思います。あと当初何もなくてももらえるということをおっしゃってたんですけれども、恐らくおっしゃってるのは減税につきましては特に申請なく減税されるんですけれども、先ほど秘書企画課長からご説明ありましたように引き切れない部分については給付という形になりますので、それについては申請が要ということをおそらく報道では説明していたのかなというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。最初の部分の明細に揭示されるというのは、要は変わらないということでもいいんですか。それとも、何か変わった部分が出てくるんですかね。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦税務課長 補足させていただきますと、住民税の通知書がまた配られると思うんですけども、そこに減税額幾らということで表示がされております。それは明示しております。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 消防団の退職報償金についてお伺いいたします。収入のほうで該当の273万3,000円が雑入ということで計上されてますけれども、これ実際にはどこからこの

お金というのは入ってくるんでしょうか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 この消防団の退職報償金の歳入のほうの入り側なんですけれども、それは消防団員等公務災害補償等共済基金というところから支払われるものです。村としましては当初予算で８７ページに書かれてます消防団員の退職報償金掛金というふうに毎年掛けさせてもらってるんですけれども、そういった形で掛金と入りにつきましてはこの共済基金から支払われております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 原資としては全国の市町村からの掛金、それが基金として積み立てられて、それが多分恐らく運用とかされてるのかもしれませんが、そこから自治体のほうに、その実際退職事例があったときに入ってくるというふうな理解でよろしいですか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 おっしゃるとおりでございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。ちょっとこれ出の額と入りの額が２０万円ほど差額が発生してると思うんですね。報償金としては２９７万８，０００円で入りとしては２７３万３，０００円、この差額の２０万円強というのは、これはどういった取決めになっているんでしょうか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井危機管理課長 まず、退職金につきましては先ほど話したとおりです。そのほかに消防団員歴として２０年を超える方につきましては村のほうで退職功労金という要綱がありまして、そこから支払いさせていただいています。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ということは、その退職功労金のほうはこの基金からのお金は入ってこない、出てこないということですね。理解いたしました。ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第３３号を採決します。

お諮りします。

本案の総務民生常任委員会所管分は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案の総務民生常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第３４号令和６年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案件について説明を求めます。

酒見住民課長。

○酒見住民課長 それでは、議案第３４号令和６年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書によりご説明いたします。

１０ページをお開きください。

歳出でございます。

総務費、総務管理費の一般管理費は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知用チラシの作成費用及び電算システム変更委託料でございます。

続きまして、８ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金は、歳出に伴う費用全額を社会保障・税番号制度システム整備費等補助金９７７万８，０００円増額するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井上委員。

○井上委員 説明ありがとうございました。マイナンバーカードが健康保険証に一体化されるということで、病院とか行くとチラシというかポスターに１２月に変わりますよみたいなものがあるんですけど、そこで完全にもう変更されるのか、それともある程度の期間が

あって両方使えますよという形になるんか、チラシに書かれてるんかなとは思いますが、こういった内容のチラシをどういうふうに展開されるんかなというのを教えていただければ。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今おっしゃるように今年の12月1日までは旧の保険者証で利用はできます。今年の12月2日以降でございますが、新たに現行の保険者証というのはもう発行されなくなります。今申し上げたのは新たにということで申し上げましたが、今既に国民健康保険者証をお持ちの方の場合、今年の10月末までの有効期間の保険者証を村民の方にお配りさせていただいてます。10月末までに来年度、1年先の令和7年10月末までの保険者証を村の場合発行させていただきますので、有効期間というか経過措置ということで来年の10月末までは国民健康保険者証につきましては利用できるという形になります。国のほうがこの12月2日以降使えないと申し上げてますのが各保険ごと、後期高齢者医療とかいろんな保険がございます。村の後期高齢医療の場合は7月末で今年切れてしまいますので、令和7年7月末までの有効期間の保険者証を交付させていただく予定なので、ちょっと保険ごとに異なりますが、来年の最長で12月1日までは旧の保険証でも保険証の有効期間がある限りは使用できるという制度になっております。既にマイナ保険証と連携されてる方についてはマイナンバーカードを提示していただいたら基本的にはその保険者証でご利用できるという制度になっております。

以上でございます。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。大体分かったんですけど、マイナンバーカードをお持ちでない方とかは暫定のやつがもらえるみたいな話も聞くんですけど、そのあたりはどんな感じなんですかね。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 新たに被保険者証を今後国民健康保険に12月2日以降、新たに国保に加入される方につきましては、保険者証を交付しませんので、今申し上げました、井上委員さんおっしゃるように資格確認書という書類をお配りして、それがマイナンバーカードの代わりになるというような対応をさせていただく予定でございます。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 お話は大体分かったんですけど、その告知というか住民さんに知らせなあかんと思うんですけど、このチラシになるとは思うんですけど、どんな感じでどういうふうに配布されるんですかね。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 各保険者ごとから各ご家庭、村民の方対象の保険証、国民健康保険であれば国民健康保険の加入者全ての方にチラシ、国がお示ししてるチラシを配るよう指示がありましたので、それと同等のものを各家庭に配らせていただきます。また、周知として各地域、喫茶とかそういったところにも12月2日以降は使えないというようなPRも村としてさせていただきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 この印刷製本費9万1,000円についてお伺いしたいんですけども、今、ご説明いただいた要は国のほうから出されるデザインとかは全てもう決まってる形だと思うんですよね。それを印刷するというだけで9万円かかるということやと思うんですけれども、大体どれぐらいの大きさのチラシを何部ぐらいこれ製作される予定なんでしょうか。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 一応大きさに申し上げますとA4サイズの大きさでございます。こちらカラー刷りで今現在考えておりますのが被保険者数、国保世帯約800世帯ございます。それ以外に窓口用200世帯分、合計1,000世帯掛ける91円カラーコピーということで委託で約9万1,000円ということで今回計上させていただいております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 率直に言ってすごい高いと思うんですけど、1,000部ですよ、1,000部表裏印刷したとして、それで9万円というのは、ちょっと僕らが印刷する場合したら桁が1つ違うんじゃないかと思うぐらいなんですけどもね、それカラーコピーの対応ということなんですけども、それこそ印刷会社等に発注すればもっともっと金額下げられるんじゃないですかね。その点いかがですか。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今、一応1,000枚という予算でお見積り、印刷業者さんからの見積りで9万1,000円ということで上げさせていただいておりますが、もちろん1社で決めるわけではなくて競争させていただいて価格的にはもうちょっと実際のところは安くなるかなと思っておりますが、予算段階で一応今1,000枚という形で9万1,000円の見積りを基に計上させていただいたものでございます。実際のところはもっと安く

頑張って発注させてもらいたいなどは考えております。

以上でございます。

○徳丸委員長 よろしいですか。

田村委員。

○田村委員 僕らもチラシとかつくることあるんですけども、その場合でA4で表裏印刷したら恐らく1万円下回るんじゃないかなというふうに思うんですよね。ほんで、そう考えると、そういうふうなインターネット業者とかね、そういったところを利用されることも考えたらどうかなと思うんですけども、今のところはそういうふうには考えておられないということなんでしょうかね。

○徳丸委員長 酒見課長。

○酒見住民課長 今のところはカラーコピーということで考えておりましたが、そういった意見も踏まえて、いろんな方法で検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

井上委員。

○井上委員 この部分とはあまり関係ないかも分かりますけど、住民さんから声があったということでお伝えしときたいんですけど、いろんな現行保険関係でいろんな封書がいっぱい家に届くんですけど、その中にいろんなご案内みたいな感じでついでにいっぱい入ってるんですけど、それがかなりの率で重複して入ってくると、しかも同日にいっぱい届いたやつに全部入ったと、無駄じゃないかと、何とかならへんかなという声がありまして、多分その辺は十分考えていただいて送付されたり等はしてると思うんですけど、一応そういう声がありましたということでお伝えしておきたいと思います。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第35号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第35号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

10ページをお開きください。

歳出でございます。

地域支援事業費、包括的支援事業、任意事業費の認知症総合支援事業費につきましては、職員の人事異動に伴う職員人件費の増でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金の地域支援事業交付金、府支出金、府補助金の地域支援事業交付金、繰入金、一般会計繰入金の地域支援事業繰入金及び基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金につきましては、歳出の認知症総合支援事業費の増に伴うものでございます。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和6年5月総務民生常任委員会を閉会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午前11時14分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

総務民生常任委員会

委員長 徳丸 初美